

議案第100号

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月31日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴う改正

飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中16の部を削り、17の部を16の部とし、18の部から42の部までを1部ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | | | | 改正案 | | | |
|-------------|---|---------------|----|-------------|--------|----|----|
| 本則 略 | | | | 本則 略 | | | |
| 附則 略 | | | | 附則 略 | | | |
| 別表 (第2条関係) | | | | 別表 (第2条関係) | | | |
| 番号 | 手数料の種類 | 金額 | 備考 | 番号 | 手数料の種類 | 金額 | 備考 |
| 1の部～15の部 略 | | | | 1の部～15の部 略 | | | |
| <u>16</u> | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第3項に規定する通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。) | 1件につき 500円 | | — | | | |
| <u>17</u> | 略 | 略 | | <u>16</u> | 略 | 略 | |
| 18の部～42の部 略 | | | | 17の部～41の部 略 | | | |

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴う改正

2 改正の内容

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）が改正され、電子証明書が搭載された「個人番号カード」への移行促進を図るため、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため改正するもの。

3 施行日 公布の日